平成２７年（フ）第３１８号
大津市逢坂１丁目18番５号
債務者　片岡　貞良
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３２２号
滋賀県高島市今津町弘川380番地
債務者　前川　　至
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３１号
滋賀県甲賀市水口町京町９番９号、前住所福岡県京都郡みやこ町勝山箕田404番地５　メゾン勝山Ⅱ303号
債務者　大澤　　寿
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８８号
鳥取県八頭郡八頭町船岡殿404番地、旧住所福島県郡山市富田町字下西田47番地の２ニューシティ長谷川Ａ館202号
債務者　福田　浩子
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０８号
鳥取県鳥取市片原５丁目257番地、旧住所鳥取県鳥取市晩稲252番地１　メゾン　ラメール108号（従前の住所）鳥取県鳥取市浜坂５丁目８―26―304
債務者　平尾　広行
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７０４号
広島市西区小河内町２丁目７番13―405号
債務者　西尾　和美
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７７１号
広島市佐伯区五日市駅前３丁目１番８―202号
債務者　益田　　智（旧姓村松）
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２６７号
愛媛県上浮穴郡久万高原町上野尻甲108番地
債務者　門　　裕佑
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６５号
福岡県田川郡福智町上野2000番地２
債務者　八阪　義則
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第６６号
福岡県田川郡福智町上野2000番地２
債務者　八阪　　薫
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第６８号
福岡県田川市丸山町15番11号　丸山ハイツ202号
債務者　角　　貴司
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第１９７号
鹿児島県鹿児島市田上台３丁目16番11号（レジデンス田上台307号）
債務者　鎌田　龍一
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３４０号
鹿児島県鹿児島市下伊敷３丁目75番16―105号
債務者　渕之上好美
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３６７号
鹿児島県鹿児島市坂元町42番25号
債務者　鈴木　洋子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３８４号
鹿児島県鹿児島市西田２丁目22番１号（竪山ビル303号）
債務者　山添　雅文
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第７３号
鹿児島県大島郡龍郷町大勝304番地　大勝団地55―１号
債務者　髙橋セツ子
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第２０１号
長野県北安曇郡松川村5251番地５
債務者　小林　　伸
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
長野地方裁判所松本支部